

○総務省令第三十三号

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十三条の五の七第一項及び第三十三条の五の八、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第八条第四号及び第三十一条並びに災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第二項の規定に基づき、都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣 新藤 義孝

都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令  
（都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部改正）

第一条 都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（昭和五十一年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「附則第七条の二」の下に「及び第七条の三」を加える。

(地方債に関する省令の一部改正)

第二条 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「防災」の下に「及び減災」を加える。

附則第二条の十を附則第二条の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第三十三条の五の八の計画に定める事項）

第二条の十四 法第三十三条の五の八に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 地方公共団体における公共施設等（法第三十三条の五の八に規定する公共施設等をいう。次号において同じ。）の現況及び将来の見通し

二 地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

附則第二条の九を附則第二条の十二とし、附則第二条の六から附則第二条の八までを三条ずつ繰り下げ、附則第二条の五第一号中「（法第三十三条の五の七第一項第三号に規定する公社をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条を附則第二条の八とし、附則第二条の四を附則第二条の七とし、附則第二条の三を附則第二条の六とし、附則第二条の二の次に次の三条を加える。

(法第三十三條の五の七第一項の計画に定める事項)

第二條の三 法第三十三條の五の七第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三十三條の五の七第一項各号に掲げる行為を行うこと

二 法第三十三條の五の七第一項各号に掲げる行為の対象となる公営企業、公社（法第三十三條の五の

七第一項第三号に規定する公社をいう。附則第二條の八において同じ。）又は法人（法第三十三條の

五の七第一項第四号に規定する法人をいう。）の名称

三 法第三十三條の五の七第一項各号に掲げる行為に係る検討の経緯及びその内容

四 法第三十三條の五の七第一項の規定による地方債を起こす年度

五 法第三十三條の五の七第一項各号に掲げる行為が完了する年度

(法第三十三條の五の七第一項の計画の承認)

第二條の四 総務大臣は、法第三十三條の五の七第一項の規定による計画の提出があつた日から二月以内に、提出者に対して当該計画を承認するかどうかを通知しなければならない。

(都道府県知事への通知)

第二条の五 総務大臣は、法第三十三條の五の七第一項の規定による承認を行ったときは、関係する都道府県知事に承認した内容を通知しなければならない。

附則第七條第一項及び第二項を削り、同條第三項中「及び法」を「及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五條の規定による改正前の法」に改め、同項を同條第一項とし、同條第四項中「額並びに」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五條の規定による改正前の法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができるとされた地方債の額及び」を加え、同項を同條第二項とし、同條第五項中「額並びに」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五條の規定による改正前の法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができるとされた地方債の額及び」を加え、同項を同條第三項とし、同條に次の一項を加える。

4 平成三十年度から平成三十二年度までの間における第十四條の二の規定の適用については、同條第一項中「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるのは、「算入公債費の額及び算入準公債費の額並びに法第三十三條の五の二第一項の規定により起こすことができるとされた地方債の額」と

する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この省令による改正後の都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令は、平成二十六年年度以後の年度における標準税収入額の算定について適用し、平成二十五年度以前の年度における標準税収入額の算定については、なお従前の例による。